



墨田区議会 生成AI活用事例について

東京都墨田区議会事務局

提言作成プロセス等の効率化

本会議傍聴席及び映像配信
における字幕表示

理事者説明資料の読み上げ

議会活動の活性化に向けて

提言作成プロセス等の効率化

特別委員会中心の政策形成サイクル

墨田区議会基本条例

第15条第1項（特別委員会の設置方針等）

第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。

提言事例（高齢者対策特別委員会）

令和7年5月 特別委員会設置

7月 区の取組状況について理事者から説明を聴取

先進自治体の行政調査（野洲市・神戸市）

9月 研修会を開催（講師：東京大学高齢社会総合研究機構客員教授 秋山氏）

区民等との意見交換会を実施（民生委員・墨老連）

10月 先進自治体の行政調査（横浜市・横須賀市）

11月～3月 論点整理、意見・提言シート集約、提言書検討 ▶生成AI活用

令和8年3月 「高齢者の終活、独居、住宅確保及び権利擁護に関する提言書」を決定

→執行機関に提出

令和7年5月～令和8年3月までに7回の委員会、4回の勉強会を実施

提言作成プロセス（概略）

論点整理

- これまでの調査結果（行政調査・研修会・意見交換会）を踏まえて課題の論点を整理

生成AI
活用

意見出し

- 意見・提言シートにより、各会派から整理した論点に沿った意見が提出される。

集約

- 各会派から提出された検討シート等をもとに、意見の集約、提言の素案を作成する。

生成AI
活用

合意形成

- 委員間討議等を通じ、委員会としての提言書を取りまとめる。

導入前後の効果比較

生成AI導入前	生成AI導入後
記録や各会派の意見・提言シート等を全て確認し、提言案を考える必要がある。	記録や各会派の意見・提言シート等を生成AIに読み込ませるだけでよい（時間短縮）
各会派のどの意見を引用するか、会派間の意見バランスなどに職員の主観が入るおそれがある。	プロンプトに基づき、客観的に意見の引用等が図られる（客観性担保）

プロンプト例（論点整理）

高齢者に関する社会問題について、特に終活、独居、住宅確保、権利擁護の観点から詳細な情報を提供してください。各テーマについて現在の課題と社会的背景を説明し、具体的な事例や統計データを含めて解説してください。

回答すべき項目

- 終活：高齢者が直面する終末期の準備に関する課題
- 独居：一人暮らしの高齢者が抱える問題
- 住宅確保：高齢者の住居に関する課題
- 権利擁護：高齢者の権利を守るための課題

出力形式

各項目について300～500字程度で説明し、現状の課題と可能な対応策や支援制度についても言及してください。専門用語を使用する場合は簡潔な説明を加えてください。

注意点

- 日本の社会状況や制度に基づいた情報を提供してください
- 最新の統計データや制度改正情報を反映させてください
- 高齢者やその家族が実際に活用できる具体的な情報を含めてください
- 医療・福祉・法律の専門的観点からバランスよく説明してください

プロンプト例（意見の集約、提言の素案を作成）

あなたは自治体の議会事務局職員です。議会として高齢者福祉（特に終活、独居高齢者、高齢者の住宅確保及び高齢者の権利擁護への取組）に関する提言書をまとめ首長に提出することとなっています。

添付の各会派（議員）から提出された意見・提言事項を踏まえて提言書の提言事項を作成してください。各提言事項について、どの部分を参考にしたかを明示してください。

作成の条件

- 高齢者福祉の4つの論点（終活、独居高齢者、高齢者の住宅確保、高齢者の権利擁護）それぞれに対する提言事項を作成
- 各論点の提言事項は最大5個まで
- 添付の意見・提言事項を可能な限り各会派で均等に参考にする
- 各提言事項について、どの部分を参考にしたかを明示する

出力形式

以下の形式で提言書の提言事項部分を作成してください。

【論点1：終活について】
提言事項1：[提言内容]
（参考：[会派名]の[該当部分の要約]）
提言事項2：[提言内容]
（参考：[会派名]の[該当部分の要約]）

...

各提言事項は具体的かつ実行可能な内容とし、添付の意見を適切に反映させてください。提言内容は簡潔明瞭に記載し、参考にした意見の出典を明確にしてください。

本会議場傍聴席及び映像配信 における字幕表示

傍聴

墨田区議会基本条例 第12条（傍聴）

第12条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

傍聴に関する取組

- ①手話通訳者の派遣
- ②磁気ループシステムの設置
- ③傍聴規則の改正
(傍聴人受付簿の廃止、身体障害者補助犬の同伴、感染症流行時の必要な措置等)
- ④本会議場傍聴席での音声の字幕表示

本会議場傍聴席での音声の字幕表示

令和2年度の議会運営委員会において、議会基本条例の運用に係る検討課題「傍聴者に対する必要な措置」のうち「ソフト面における措置」として、映像配信における聴覚に障害がある人に対する配慮については、区議会広報委員会において検討することとなり、協議・検討を続けた結果、令和4年4月に本会議場にモニターを設置し、同年7月から本格実施となった。

本会議場傍聴席での音声の字幕表示

<実施方法>

音声による**コミュニケーション支援アプリ（UDトーク）**に会議の音声を送り、自動的に字幕を作成、その字幕を傍聴席に設置しているモニターに表示する方法。

<技術的課題>

（1）専門用語、発言者の話し方等により精度が落ちた場合、誤変換が生じ、ライブではそのまま表示される。

→ 現在は、誤変換に関する注意事項を傍聴席に貼付するほか、適宜、ログを確認し、単語登録しており、減少傾向にある。

（2）発言者の話し方等によっては、マイクの音を拾っていないためか、字幕の一部が表示されないことがある。



本会議及び委員会の公開

墨田区議会基本条例

第11条（本会議及び委員会の公開）

第11条 議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。

2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。

参考：1回当たりの視聴回数（ライブ中継）

本会議	・・・	438件
委員会	・・・	457件（※）

※議会運営委員会を除く。

映像配信で字幕表示を実施（ライブ中継のみ）

※本会議・委員会（議会運営委員会を除く。）

令和4年7月～ 本会議のみ

※ 本会議場傍聴席での音声の字幕表示の実施に合わせて実施。

令和7年度～ 委員会を追加

<実施方法>

本会議場、委員会室から送られてくる**音声信号を専用のソフトで認識し文字を生成**し、既存の映像配信システムに取り込み、画面へと反映。

<技術的課題>

映像と字幕にズレ有り。（字幕が早く表示される）あくまで難聴等への対応として行っている。

墨田区議会 映像配信

会議名一覧 議員名一覧 条件検索 表示設定 動作環境

令和7年区民福祉委員会 - 06月27日 区民福祉委員会

ご覧になりたい発言を選択ください。

1 付託議案の審査

字幕のオン・オフを選択

字幕付き再生 字幕表示あり

正予算

2 区内施設調査について

3 当委員会所管事項について

(1) 令和7年度墨田区一般会計補正予算における事務事業のあらまし

(2) 報告事項（理事者）

字幕表示部分

字幕表示あり

(イ) これからの窓口サービスについて

▲ライブ字幕

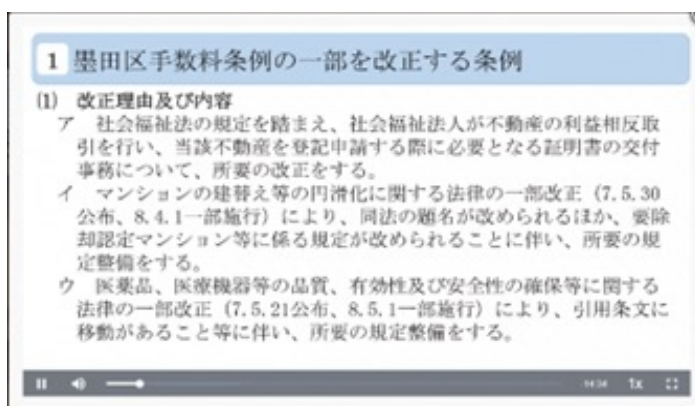
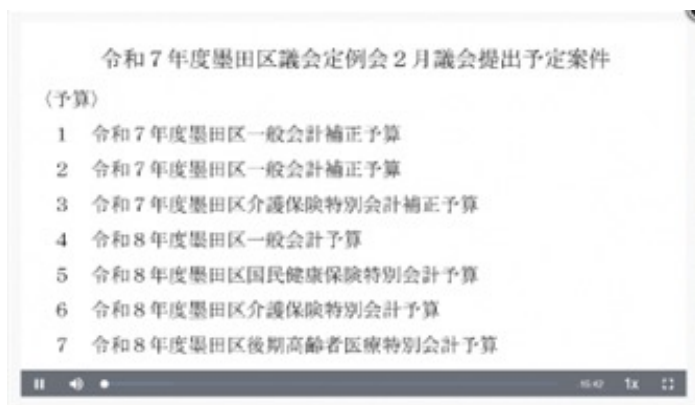
区民部の年間1万件以上の申請手続きのうち、郵送、LoGoフォーム、コンビニ交付等に対応しているものの、

窓口にいらいっやっている件数および割合の一覧を示しています。

ご覧の通り、表の右側、窓口に来ている割合の数値を見ると来なくてもいい窓口をさ.....

理事者説明資料の読上げ

概要



〈これまでの課題〉

理事者が各会派とスケジュールを調整し、何度も議案の説明をし、相当の時間を要していた。

〈動画〉

議案の概要資料について、説明用動画を作成。事前に設定した文章をAIが読み上げる。

〈主な効果〉

・理事者の負担軽減

→議員とのスケジュール調整や何度も同じ説明をする必要が減る。

・議員の利便性向上

→好きなときに動画で説明を聞くことができる。

令和7年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈その他〉

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 2 地代増額等請求事件に係る調停について

最後に
～議会活動の活性化に向けて～

議会活性化に向けた主な取組

- ア 議員間・委員間討議
- イ 通年議会
- ウ 議長及び副議長の所信表明
- エ 委員長の責務
- オ 特別委員会中心の政策形成サイクル
- カ 請願及び陳情の処理経過・結果の報告
- キ 議員研修の実施
- ク **議会事務局の提案権**

議会事務局の提案権

墨田区議会基本条例 第23条（議会事務局）

第23条 議員は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、**議会に対し提案を行うことができる。**

事務局提案事例①

緊急事態宣言の期間中における議会活動について

新型コロナウイルス特措法に基づく政府の緊急事態宣言が発令に伴い、期間中における議会活動について、提案した。

①議会内の体制

（対策支援本部の設置や議員感染時の対応、事務局の体制）

②会議（本会議、常任委員会等）の取扱い

③陳情書の取扱い

④一般傍聴の取扱い

⑤視察の受入れ及び実施

事務局提案事例② 特別委員会における答弁席の廃止

墨田区議会の特別委員会では、答弁のたびに理事者が答弁席まで移動し、答弁し自席に戻るといった繰り返しの繰り返しを続けていたが、委員会運営効率化の観点から、廃止が提案された。

事務局提案事例③ 決議文の庁舎への掲示の終了

「生活必須職従事者に対し敬意と感謝の意を表するとともに、いかなる差別や偏見も許さない決議」（R 2.7月議決）及び「ロシアによるウクライナ侵略を非難し、即時無条件撤退を求める決議」（R 4.6月議決）を庁舎1階に掲示していたが、改選期を迎え、第20期となったことから、掲示の終了が提案されたが、認められず。

事務局提案事例④ 議会ポスターの刷新

毎定例議会の開会に合わせ、議会期間及び会議の開会日時を告知する目的で作成。令和7年度より、「“読ませる”ポスター」から「“見せる（魅せる）”ポスター」として、シビックプライドを意識したグラフィカルなデザインに一新した。

**令和6年度
墨田区議会定例会
6月議会**

**6月議会 議会期間
6月12日(水) ▶ 6月28日(金)
【17日間】**

月日	開会時刻	会議名	場所
6月12日(水)	13時00分	本会議	本会議場
6月13日(木)	13時00分	本会議	本会議場
6月17日(月)	13時00分	本会議	本会議場
		災害対策・DX調査特別委員会	第2委員会室
		放射線対策・放射線の低レベル調査特別委員会	
		地域公共交通等調査特別委員会	
6月20日(木)	13時00分	子ども文教委員会	第1委員会室
6月21日(金)	13時00分	地域産業都市委員会	第1委員会室
6月24日(月)	13時00分	区民福祉委員会	第1委員会室
6月25日(火)	13時00分	企画総務委員会	第1委員会室
6月27日(木)	11時30分	議会運営委員会	第2委員会室
6月28日(金)	13時00分	本会議	本会議場

区議会を傍聴してみませんか
本会議は19階、委員会は17階の傍聴席へ直接お越しください。傍聴席では「手話通訳者の配置」と「磁気ループシステムの設置」を行っており、本会議場の傍聴席では、音声の字幕表示（文字通訳）も行っています。
※ 手話通訳者の配置は、傍聴を希望する会議の7日前までのお申し込みが必要です。

本会議・常任委員会・特別委員会のみは、インターネットでご覧いただけます
区議会ホームページ <https://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/> 墨田区議会

お問い合わせ先
墨田区議会事務局(区役所15階) ☎5608-6352

※ 日程は変更する場合があります。
※ 今後の議会運営の参考にするため、アンケートを実施しています。
アンケートの回答はこちら→



リニューアル後のデザイン

この街が好きだ。だから、

**明日のすみだを、
ともに。**

**令和7年度
墨田区議会定例会
6月議会**

議会期間 6.9月 ~ 7.3木

開始時刻 午後1時(議会運営委員会は午前11時半)
※開始時刻は変更になる場合があります。最新情報は区議会HPまたはお配りコードからご確認ください。

とき・内容	場所
6.9月 ~ 6.11水	本会議 本会議場(19階)
6.24火	子ども文教委員会 第1委員会室(17階)
6.25水	地域産業都市委員会 第1委員会室(17階)
6.27金	区民福祉委員会 第1委員会室(17階)
6.30月	企画総務委員会 第1委員会室(17階)
7.2水	議会運営委員会 第2委員会室(17階)
7.3木	本会議 本会議場(19階)

区議会はどなたでも傍聴できます
本会議は区役所19階、委員会は17階へ直接お越しください。
会議のようは映像配信します。ぜひ、ご覧ください。

墨田区議会HP

傍聴のご案内
当日は直接会場へお越しください。

映像配信のご案内
当日開会分はライブ中継で配信します。

【問合せ】墨田区議会事務局(区役所15階) ☎5608-6351

議会事務局による「提案制度」を明文化して
規定したのはおそらく全国初！と思われる

期待
される
効果

職員のモチベーションUP！
職員の責任感UP！
職員の政策立案能力UP！



第15回マニフェスト大賞にノミネート

「議会事務局からの議会に対する提案について～議会基本条例による制度創設及びその積極的な活用と提案の実現～」が、優秀賞（全7部門35件）のうち、優秀マニフェスト推進賞〈議会部門〉に選出されました。

OODAループの手法を取り入れた委員会運営

OODAループ・・・ビジネスなどの戦略を考える際に使用される理論。観察（Observe）情勢判断（Orient）意思決定（Decide）行動（Act）の4つの活動を単純なサイクルではなく、ループさせることにより、進展させていく。

PDCA・・・計画通りに「改善」（じっくり・着実）

OODA・・・状況に合わせて「即断」（スピーディー・柔軟）

特別委員会は、基本的に運営方針を策定し委員会活動を行いますが、活動の中で方針にはない①視察や意見交換会等の実施②政策提言ではなく委員会提出議案（条例）が必要と判断すれば、即実行するようなイメージです。

